

# 国府台公園野球場整備工事 設計・施工一括発注

## プロポーザル評価要領

### 1 趣旨

本要領は、「国府台公園野球場整備工事 設計・施工設計一括発注プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という）に定めるもののほか優先交渉権者等を選定する事務に必要な事項について定めるものとする。

### 2 評価方法

「実施要領」3 参加表明書等の提出、4 技術提案書の提出、5 選考方法及び結果の通知に基づき次のとおり評価を行う。

- (1) 本要領に基づいて一次選考及び二次選考を行い、「国府台公園野球場整備工事に係る受注者選考委員会（以下「委員会」という）」において、委員が評価したものについて本市が優先交渉権者1者及び次席交渉権者1者を特定する。
- (2) 一次選考における企業の評価、配置技術者の資格及び技術力は、本要領に基づき、事務局で評価を行い、一次選考評価点として委員会に報告する。
- (3) 二次選考における提案価格評価については、本要領に基づき、事務局で評価を行う。
- (4) 二次選考における技術提案書評価については、評価項目毎に各委員が評価を行い、委員会の評価は、各委員の評価点の合計とする。
- (5) 二次選考評価点の算定は「3 二次選考評価点の算定方法」に基づく。

### 3 二次選考評価点の算定方法

#### (1) 二次選考評価点の算定方法

二次選考においては①提案価格と、②技術提案書の二つの項目から評価を行う。

評価点の算定は加算方式とし、提案価格評価点配点が100点、技術提案書評価点配点が800点の合計900点で評価する。

二次選考評価点配点（900点）＝

①提案価格評価点配点（100点）＋②技術提案書評価点配点（800点）

技術提案書評価点が480点未満の提案については、失格とする。

#### (2) 提案価格評価点の算定

提案価格評価点は、本市が各提案者の提案価格を以下の式に従って算定する。

上限提案価格を上回った提案者は失格とする。なお、得点化の際は、小数点第3位を四捨五入し、少数点第2位までを求める。

提案価格評価点＝  $\left( \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}} \right) \times 100$

#### 4 技術提案書を提出できる上位5者の選定

##### (1) 技術提案書を提出できる上位5者の選定

- ①事務局は、参加表明書等の提出者の中から、一次選考評価点が高い上位5者を選定する。
- ②一次選考評価点が高点の場合は、統括代理人所属企業、施工企業、設計企業、工事監理企業の順に点数を比較し、高い点数の提案者を上位とする。
- ③上記②においても、同点であった場合には、くじにより上位を選定する。

#### 5 優先交渉権者・次席交渉者の選定・特定

##### (1) 優先交渉権者及び次席交渉権者の選定

- ①委員会は、各提案者の中から、二次選考評価点が高い提案者を優先交渉権者、次に高い提案者を次席交渉権者として選定する。
- ②二次選考評価点が高点の場合は、評価点の小数点以下を四捨五入しないで比較し、高い点数の提案者を上位とする。
- ③上記②においても、同点であった場合には、技術提案書評価点が高い応募者を上位とする。
- ④上記③においても、同点であった場合には、くじにより優先交渉権者、次席交渉権者を選定する。

##### (2) 優先交渉権者及び次席交渉権者の決定

本市は、委員会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次席者を特定する。

一次選考

6 一次選考

提出された参加表明書等をもとに次の項目を評価する。

統括代理人所属企業

評価項目	評価の着目点			評価点	
	判断基準			小計	
(1) 企業の評価	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数、受賞歴について評価する		12.5	12.5
(2) 配置技術者の資格	-	-	-	-	-
(3) 統括代理人の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場、受賞歴も評価する)	統括代理人	6.0	6.0
	経験年数	実務経験年数を評価する	統括代理人	2.0	2.0
計					20.5

設計企業

評価項目	評価の着目点				評価点	
	判断基準				小計	
(1) 企業の評価	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数、受賞歴について評価する			12.5	12.5
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	設計主任技術者	建築 1.5 構造 1.5 電気設備 1.0 機械設備 1.0	5.0	
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場、受賞歴も評価する)	設計管理技術者	6.0	10.0	
			設計主任技術者	建築 2.0 構造 1.0 電気設備 0.5 機械設備 0.5		
	経験年数	実務経験年数を評価する	設計管理技術者	2.0	5.0	
			設計主任技術者	建築 1.0 構造 1.0 電気設備 0.5 機械設備 0.5		
計						32.5

施工企業

評価項目	評価の着目点			評価点		
	判断基準			小計		
(1) 企業の評価	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数、受賞歴について評価する		12.5	12.5	
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	施工担当技術者	建築	1.5	3.5
				電気設備	1.0	
				機械設備	1.0	
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場、受賞歴も評価する)	現場代理人		6.0	15.0
			監理技術者		6.0	
			施工担当技術者	建築	2.0	
				電気設備	0.5	
		機械設備	0.5			
	経験年数	実務経験年数を評価する。	現場代理人		2.0	6.0
			監理技術者		2.0	
施工担当技術者			建築	1.0		
			電気設備	0.5		
	機械設備	0.5				
計					37.0	

工事監理企業

評価項目	評価の着目点				評価点		
	判断基準				小計		
(1) 企業の評価	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数について評価する			12.5	12.5	
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	工事監理担当技術者	建築	1.5	5.0	
				構造	1.5		
				電気設備	1.0		
				機械設備	1.0		
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場も評価する)	工事監理管理技術者	4.5		7.5	
			工事監理担当技術者	建築	1.5		
				構造	0.7		
				電気設備	0.4		
	経験年数	実務経験年数を評価する	工事監理担当技術者	工事監理管理技術者	2.0		5.0
				工事監理担当技術者	建築	1.0	
構造					1.0		
電気設備					0.5		
		機械設備	0.5				
計					30.0		

(1) 企業の評価【12.5点】

※統括代理人所属企業、設計企業、施工企業、工事監理企業共通評価

ア 企業の実績【12.5点】

同種又は類似業務の実績(実績の有無、業務の区分)について評価を行う。

過去の実績5件を1件あたり下記の点数(受賞歴による加算を含む)として、実績ごとに、業務の区分に応じたウエイトを乗じたものの合計とする。また、同種又は類似業務の実績がない場合は0点とする。

① 実績の有無

	点 数
受賞歴のある実績	2.5
受賞歴のない実績	2.1

② 業務の区分

実 績	評価のウエイト
同種業務	1.0
類似業務	0.3

③ 評価点の算出方法

評価点は、各実績ごとに①×②を算出し、合計したものとする。

(2) 配置技術者の資格【設計企業5.0点、施工企業3.5点、工事監理企業5.0点】

下表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	CASBEE建築 評価員	評価点
建築	一級建築士	あり	1.5
		なし	1.0
	二級建築士	—	0.4
	一級建築施工管理技士	—	0.2
構造	構造設計一級建築士	あり	1.5
		なし	1.0
	一級建築士	あり	1.2
		なし	0.7
二級建築士	—	0.3	
電気	設備設計一級建築士	あり	1.0
		なし	0.5
	一級建築士、建築設備士、 技術士※1	あり	0.8
		なし	0.3
一級電気工事施工管理技士	—	0.2	
機械	設備設計一級建築士	あり	1.0
		なし	0.5
	一級建築士、建築設備士、 技術士※2	あり	0.8
		なし	0.3
一級管工事施工管理技士	—	0.2	

※1 電気の技術士は、機械部門(動力エネルギー)、電気電子部門(電気設備)のいずれかとする。

※2 機械の技術士は、機械部門(動力エネルギー、熱工学、流体工学)、衛生工学部門(空気調和、建築環境)のいずれかとする。



(3) 統括代理人の技術力 【8点】

ア 同種又は類似業務の実績の有無 【6.0点】

同種又は類似業務の実績(実績の有無、業務の区分、携わった立場)について評価を行う。過去の実績3件を1件あたり下記の点数(受賞歴による加算を含む)として、実績ごとに業務の区分及び携わった立場に応じたウエイトを乗じたものの合計とする。また、同種又は類似業務の実績がない場合は0点とする。

① 実績の有無

	配置技術者の区分と点数
	統括代理人
受賞歴のある実績	2.0
受賞歴のない実績	1.5

② 業務の区分

	評価のウエイト
同種業務	1.0
類似業務	0.3

③ 携わった立場

	評価のウエイト
	統括代理人の実績評価の場合
現場代理人又はこれに準ずる立場	1.0
監理技術者又はこれに準ずる立場	0.4

④ 評価点の算出方法

評価点は、各実績ごとに①×②×③を算出し、合計したものとする。

イ 経験年数 【2.0点】

経験年数の評価を行う。下記の点数に経験年数に応じたウエイトを乗じたものとする。

① 点数

統括代理人
2.0

② 経験年数

経験年数(年)	評価のウエイト
23～	1.0
18～22	0.9
13～17	0.7
～12	0.6

③ 評価点の算出方法

評価点は、①×②を算出する。

(4) 設計企業の配置技術者(設計管理技術者、設計主任技術者)の技術力 【15.0点】

ア 同種又は類似業務の実績の有無 【10.0点】

【配点：設計管理6点、建築2点、構造1点、電気0.5点、機械0.5点】

配置技術者の区分ごとに、同種又は類似業務の実績(実績の有無、業務の区分、携わった立場)について評価を行う。

過去の実績1件(設計管理技術者は3件)を1件あたり下記の点数(受賞歴による加算を含む)として、実績ごとに業務の区分及び携わった立場に応じたウエイトを乗じたものの合計とする。また、同種又は類似業務の実績がない場合は0点とする。

① 実績の有無

	配置技術者の区分と点数				
	設計管理	建築	構造	電気	機械
受賞歴のある実績	2.0	2.0	1.0	0.5	0.5
受賞歴のない実績	1.5	1.5	0.7	0.4	0.4

② 業務の区分

	評価のウエイト
同種業務	1.0
類似業務	0.3

③ 携わった立場

	評価のウエイト	
	設計管理技術者の実績評価の場合	設計主任技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0※
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0
担当技術者の立場	0.2	0.4

※：当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

④ 評価点の算出方法

評価点は、配置技術者の各実績ごとに①×②×③を算出し、合計したものとする。

イ 経験年数 【5.0点】

【配点：管理2点、建築1点、構造1点、電気0.5点、機械0.5点】

配置技術者の区分ごとに、経験年数の評価を行う。

下記の点数に経験年数に応じたウエイトを乗じたものとする。

① 点数

配置技術者の区分と点数				
設計管理	建築	構造	電気	機械
2.0	1.0	1.0	0.5	0.5

② 経験年数

設計管理技術者の場合

経験年数(年)	評価のウエイト
23～	1.0
18～22	0.9
13～17	0.7
～12	0.6

それ以外の場合

経験年数(年)	評価のウエイト
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.5

③ 評価点の算出方法

評価点は、配置技術者ごとに①×②を算出し、合計したものとする。

(5) 施工企業の配置技術者(現場代理人、監理技術者、施工担当技術者)の技術力 【21.0点】

ア 同種又は類似業務の実績の有無 【15.0点】

【配点：現場代理人6点、監理技術者6点、建築2点、電気0.5点、機械0.5点】

配置技術者の区分ごとに、同種又は類似業務の実績(実績の有無、業務の区分、携わった立場)について評価を行う。

過去の実績3件(施工担当技術者は1件)を1件あたり下記の点数(受賞歴による加算を含む)として、実績ごとに業務の区分及び携わった立場に応じたウエイトを乗じたものの合計とする。また、同種又は類似業務の実績がない場合は0点とする。

① 実績の有無

	配置技術者の区分と点数				
	現場代理人	監理技術者	建築	電気	機械
受賞歴のある実績	2.0	2.0	2.0	0.5	0.5
受賞歴のない実績	1.5	1.5	1.5	0.4	0.4

② 業務の区分

	評価のウエイト
同種業務	1.0
類似業務	0.3

③ 携わった立場

	評価のウエイト		
	現場代理人の実績評価の場合	監理技術者の実績評価の場合	施工担当技術者の実績評価の場合
現場代理人又はこれに準ずる立場	1.0	1.0	1.0※
監理技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0	1.0
施工担当技術者の立場	0.2	0.4	1.0

※：当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

④ 評価点の算出方法

評価点は、配置技術者の各実績ごとに①×②×③を算出し、合計したものとする。

イ 経験年数 【6.0点】

【配点：現場代理人2点、監理技術者2点、建築1点、電気0.5点、機械0.5点】

配置技術者の区分ごとに、経験年数の評価を行う。

下記の点数に経験年数に応じたウェイトを乗じたものとする。

① 点数

配置技術者の区分と点数				
現場代理人	監理技術者	建築	電気	機械
2.0	2.0	1.0	0.5	0.5

② 経験年数

現場代理人・監理技術者の場合

経験年数(年)	評価のウェイト
23～	1.0
18～22	0.9
13～17	0.7
～12	0.6

それ以外の場合

経験年数(年)	評価のウェイト
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.5

③ 評価点の算出方法

評価点は、配置技術者ごとに①×②を算出し、合計したものとする。

(6) 工事監理企業の配置技術者(工事監理管理技術者、各工事監理担当技術者)の技術力 【12.5点】

ア 同種又は類似業務の実績の有無 【7.5点】

【配点：管理4.5点、建築1.5点、構造0.7点、電気0.4点、機械0.4点】

配置技術者の区分ごとに、同種又は類似業務の実績(実績の有無、業務の区分、携わった立場)について評価を行う。

過去の実績3件(工事監理担当技術者は1件)を1件あたり下記の点数(受賞歴による加算を含む)として、実績ごとに業務の区分及び携わった立場に応じたウェイトを乗じたものの合計とする。また、同種又は類似業務の実績がない場合は0点とする。

① 実績の有無

	配置技術者の区分と点数				
	管理	建築	構造	電気	機械
過去の実績	1.5	1.5	0.7	0.4	0.4

② 業務の区分

	評価のウエイト
同種業務	1.0
類似業務	0.3

③ 携わった立場

	評価のウエイト	
	工事監理管理技術者の実績評価の場合	工事監理担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0※
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0
担当技術者の立場	0.2	0.4

※：当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

④ 評価点の算出方法

評価点は、配置技術者の各実績ごとに①×②×③を算出し、合計したものとします。

イ 経験年数 【5.0点】

【配点：管理2点、建築1点、構造1点、電気0.5点、機械0.5点】

配置技術者の区分ごとに、経験年数の評価を行う。

下記の点数に経験年数に応じたウエイトを乗じたものとします。

① 点数

配置技術者の区分と点数				
工事監理管理	建築	構造	電気	機械
2.0	1.0	1.0	0.5	0.5

② 経験年数

工事監理管理技術者の場合

経験年数(年)	評価のウエイト
23～	1.0
18～22	0.9
13～17	0.7
～12	0.6

それ以外の場合

経験年数(年)	評価のウエイト
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.5

③ 評価点の算出方法

評価点は、配置技術者ごとに①×②を算出し、合計したものとします。

二次選考

7 二次選考(技術提案書の評価)

提出された技術提案書について、プレゼンテーション・ヒアリングの内容もふまえ、委員の評価により総合的に判断を行う。なお、一次選考の評価点は二次選考には持ち越さないものとします。

評価項目	評価の着目点		評価点		
		判断基準		小計	計(×8名)
業務実施方針及び手法 (技術提案書の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果により総合的に判断を行う)	全体工程及び施工方法	全体工程及び施工方法に対する考え方について、申請手続期間や市の意向確認期間を考慮した無理のない適切な工程となっているか、近隣住民及び公園内他施設の利用者に配慮した施工方法となっているかを評価する	10.0	100	800 (100×8人)
	本事業の実施における課題提起とその対応	本事業の目的・背景を把握し、応募者の経験等を活かした適切な課題提起ができているか、課題についての対応方法が十分に検討された実施可能なものとなっているかを評価する	10.0		
	特定テーマについての技術提案	特定テーマ1について、その整合性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(提案者の知識・経験に基づく創造的な提案がされているか等)、適格性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のあるものとなっているか等)及び機能性(施設に求められる機能・課題を把握しているか)を評価する  特定テーマ2について、その整合性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(提案者の知識・経験に基づく創造的な提案がされているか等)及び適格性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のあるものとなっているか等)を評価する	80.0 (2テーマ合計)		
合計					800.0

※ 表中の評価の着目点の各項目(特定テーマについては、各テーマ)において、委員全員の評価点が最低評価点のものがあつた場合、失格とする。

(1) 委員による評価【100.0点×8人】

ア 全体工程及び施工方法【10.0点】

全体工程及び施工方法に対する考え方について、申請手続期間や市の意向確認期間を考慮した無理のない適切な工程となっているか、近隣住民及び公園内他施設の利用者に配慮した施工方法となっているかを評価する。

提出された内容をふまえ、委員の評価により総合的に判断を行う。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い	
全体工程及び施工方法	10	8	6	4	2	10.0

イ 本事業の実施における課題提起とその対応【10.0点】

本事業の目的・背景を把握し、応募者の経験等を活かした適切な課題提起ができているか、課題についての対応方法が十分に検討された実施可能なものとなっているかを評価する。

提出された内容をふまえ、委員の評価により総合的に判断を行う。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い	
本事業の実施における課題提起とその対応	10	8	6	4	2	10.0

ウ 特定テーマについての技術提案【80.0点（2テーマ合計）】

「国府台公園(スポーツセンター)再整備基本計画」及び事業の目的をふまえた特定テーマに対する技術提案について、特定テーマ1は整合性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(提案者の知識・経験に基づく創造的な提案がされているか等)、適格性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のあるものとなっているか等)及び機能性(施設に求められる機能・課題を把握しているか)を評価する。特定テーマ2は、その整合性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(提案者の知識・経験に基づく創造的な提案がされているか等)及び適格性(提

案内容が理論的に裏付けられており、説得力のあるものとなっているか等)を評価する。  
提出された内容を踏まえ、委員の評価により総合的に判断を行う。

評価の 着目点	特定 テーマ	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	やや低い	低い	
各特定 テーマに ついての 技術提案 の 整合性 創造性 適格性 機能性	①地域特 性を活か した周辺 環境と調 和する施 設整備の 考え方	50	40	30	20	10	50.0
各特定 テーマに ついての 技術提案 の 整合性 創造性 適格性	②情報通 信技術の 活用と新 しい生活 様式に対 応した施 設整備の 考え方	30	24	18	12	6	30.0

①「テーマ1. 地域特性を活かした周辺環境と調和する施設整備の考え方」

国府台公園は下総国府が置かれた本市でも古い歴史のある、周辺に国分寺、城跡など、歴史的な遺跡が多く残されている地区に位置しており、野球場の計画においても地域特性や景観を考慮する必要があります。

当公園は野球場以外にも各種スポーツ施設を有する本市のスポーツ施設の中心であるため、周辺環境に調和し、永く市民に親しまれる施設となる様なデザインと諸室配置を提案してください。

②「テーマ2. 情報通信技術の活用と新しい生活様式に対応した施設整備の考え方」

スポーツ施設においても、情報通信技術を利用設備、安全管理支援、維持管理業務等へ活用し、利用者の満足度の向上、スポーツ実施率の向上や施設のコスト縮減に役立てることが期待されています。また、新型コロナウイルス流行により、新しい生活様式に対応した安心・安全な施設が求められる社会環境となっております。この様な背景を反映した施設整備の考え方を提案してください。